平成２３年（フ）第２４８号
茨城県土浦市荒川沖東３丁目25番３号　サンコートハイツＢ205
債務者　佐藤　　力
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第９９３号
埼玉県久喜市青葉２丁目９番地　県営久喜青葉団地２棟209号
債務者　塙　　愛子（旧姓芦原）
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７６号
さいたま市岩槻区本町４丁目11番15号　光コーポ203、旧住所さいたま市岩槻区東岩槻１丁目２番地１　斉藤ビル３階10号
債務者　野枝　勝利
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７２号
埼玉県蕨市北町１丁目29番７号　ハイツ光205号、旧住所埼玉県蕨市北町１丁目20番18号　Ｋ＆Ａハイツ203号
債務者　藤欠　盛司
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２６３号
さいたま市北区奈良町50番地15　エクセル宮原205
債務者　林　由美子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４７９号
さいたま市中央区下落合３丁目８番２―701号
債務者　菅野　健一
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５００号
さいたま市桜区大字神田311番地２　第２井上マンション301号室
債務者　小針　智昭
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５３５号
さいたま市南区辻４丁目１番６―407号、旧住所さいたま市南区沼影１丁目33番23―201号
債務者　石井　浩勝
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５３６号
埼玉県上尾市大字小敷谷621番地３　ベルーナハイツ105、旧住所さいたま市見沼区春野１丁目５番５―203号
債務者　田中　　勝
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５５０号
埼玉県鳩ケ谷市桜町４丁目４番３―401号
債務者　石塚由美子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５５４号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地３街区16棟101号
債務者　増田　　浩
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３９７号
埼玉県三郷市彦成４丁目２番９―403号
債務者　三葛　　優
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４４７号
埼玉県越谷市北越谷２丁目11番６号　カーサＶ北越谷208、旧住所神奈川県川崎市幸区柳町40番地５　モリス川崎403
債務者　今井　幸宏
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４６２号
埼玉県春日部市西金野井1313番地１
債務者　林　梨枝子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５７０号
埼玉県富士見市東みずほ台４丁目19番地36　サンライフみずほ202
債務者　稲富レイコこと　イナトミ　ルイス　エジナ　レイコ
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４５９号
静岡県浜松市中区海老塚２丁目18番15号　阿部コーポ304号室
債務者　鈴木　一夫
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係